

京都市上下水道局告示第26号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第1項第2号の規定に基づき告示します。

令和5年8月3日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

1 廃止届出業者名等

指定番号49号 業者コード130号
京都市下京区西七条南月読町61番地
協和総合設備株式会社
代表取締役 田村 慎一

2 廃止年月日

令和5年5月31日

(上下水道局水道部水道管路課)